

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書を実施機関が作成、管理していない以上、実施機関が行った不存在を理由とする非公開（不存在）決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成13年5月23日付けで名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、別紙1の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市議会（以下「実施機関」）が平成13年5月24日付けで行った非公開（不存在）決定の取消しを求めるといものである。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているといものである。

今回の公文書公開請求は、実施機関の作成した食糧費等補助簿が、名張市の内規に付随した文書作成の手引きに従わない不備なものであったために必要となったものである。この内規（平成9年3月10日付け、助役発令）と共に指導・説明された食糧費等補助簿の記載の手引きを見ると、会議等の名称、目的欄には、「会議の名称目的は、可能な限り具体的に記載する。 事業推進賄などとしなす。」と明記されている。

ところが、実施機関作成の食糧費等補助簿では、その記載の手引きに反し、会議等の名称、目的欄には、「可能な限り具体的に記載する。」と明記されているのに、あえて会合の内容を見えなくするかの如く、記載「議会運営打合せ」と記しているのである。この内規及び手引きは、情報公開制度を実施するにあたって、その第1条、目的に記した名張市の説明責任を果たすべく、助役より発令されたものであったと思われる。これを他のほとんどの部署（秘書室を除く）では遵守しているのに、議会事務局が特別にこれを無視して市民の知りたい情報を隠すことが許されてよいはずはない。

食糧費等補助簿において当然記すべき情報が記載されていないために、その内容の補足を報告文書、メモ等に求めたのが今回の情報公開請求であった。市民の血税を源とする市費より費用が支払われた会合について、報告文書、メモ等、その会合の必要性や効果を証する文書記録が一切存在しないなどということは信じがたい事であり、もしそれが事実であるとしたら、情報公開制度の果たす説明責任に対し、著しい認識不足があり、それ以上に血税を預かる名張市長及び議会の在り方の責任をもつ市議会議長の姿勢が問われる問題だと言わざるを得ないのである。

議会費食糧費にあらわれた飲食を伴う会合の中には当時の議長や助役が参加しているものも多く、市側の依頼、又は議長の招集による会合で、一つ一つがそれなりのテーマに沿った話し合いの必要性のある会合・懇談であったと推測するのである。具体的なテーマを擁して会合を招集した事実を示すメモもなく、テーマ不明のまま公費

で賄う酒食を伴う会合がもたれ、その記録をも残していないなどということは、あるまじきことである。それとも名張市では、市議が数名で勝手に飲食をしてその請求書を議会事務局に回すような事が許されているのであろうか。それならば話は別である。夫れ夫れの会合には夫れ夫れのテーマがあり、それに沿ったはずの会合に当然あるべき報告書やメモがなかったとは考え難いことである。もし責任者の怠慢あるいは判断の誤りによって散逸したり、廃棄された事実があるのであれば、今この機会に市長・市議会議長の責任において改めて担当者に調査せしめ、会合の目的が具体的に読み取れるような食糧費等補助簿に修正させ、記載の手引きに照らして不備のない正しい姿にして残すことを指導すべきである。

過去のことであるとは言え、「作成しなかった」「既に忘れた」という言い訳では当然存在するはずの情報を市民の知る権利から遠ざけることは、本市の条例の目的からして許されないことは明確である。会合の具体的な目的は、その他諸々の記録から推して判るであろうから、これを正すか否かは公費支出の最高責任者である市長及び議会の在り方に責任をもつ市議会議長の姿勢次第である。担当者が認識を改め、正しい食糧費等補助簿に訂正することの必要性を感じたならば、一つ一つの会合のテーマは、調査によって明らかにすることは可能であると思われる。市長の責任においてそれが出来ないとしたら、名張市の情報公開制度は、魂のない仏であることを暴露し、またそれ以上に、名張市の公金支出の姿勢に対して、市民をして新たな疑問を抱かせる原因となることが危惧されるのである。

条例第1条に記された目的に沿って、市民の知る権利が保障され、行政の説明責任が十分に果たされるように、既に公開された食糧費等補助簿のうち、手引きに照らして不備なもの、議会事務局作成の平成11・12年度議会費食糧費の別紙1の31件の食糧費等補助簿について、会議等の名称、目的欄に「議会運営打合せ」とのみ記載している現行の記載に具体的な内容を補足記入し、具体的な会合の目的が明確になるよう文書補足訂正を求める。市長の指導監督により行政が説明責任を果たしうるような正確な情報が記載され、公開に備えて保存されるよう請求するものである。

4 実施機関の非公開（不存在）理由説明要旨

議長や議会運営委員長は、議会の運営が円滑に行われるよう、その職責においてそれぞれの課題や問題が発生した時に、各方面からの意見を聞き議員間の調整を図るために、随時会議を開催している。この会議は、未成熟な内容についての議論過程となるものであり、非公開のものである。また、出席者には、意見交換や情報交換が自由な雰囲気の中で活発に行うことが求められており、この会議内容の記録を残すことは、出席者の自由な発言を阻害するおそれがあるため記録等はとらないこととしている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保すると

いうものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本件対象公文書の不存在について

審査会における口頭意見陳述において、実施機関は、「会議は、未成熟な内容についての議論過程となるものであり、この会議内容を残すことは出席者の自由な発言を阻害するおそれがあるため記録はとらないこととしている。」旨主張している。

実施機関が、記録等をとらないにしても、会議の目的、議題等を異議申立人に口頭でも伝たえようとしていないことは如何にも不自然であるが、当審査会には、実施機関からの聴き取り調査以外に公文書の存否を確認する手段はないため、実施機関が公文書の存在を認めない以上、異議申立人の請求を認めることはできない。

(3) 結論

よって、冒頭の「1 審査会の結論」のように判断する。

6 提言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、会議の目的、議題、内容については、一般的に市民であれば知りたいと思うのは当然である。また、食糧費が市民等の納めた税金から支出されていること、条例第1条の説明責任を果たすために食糧費等補助簿の記載の手引きが作成されたこと等を考慮すると、実施機関において、会議の目的等を説明あるいは情報提供していくことが望ましい。本件事案に則していうと、少なくとも食糧費等補助簿の記載については、その記載の手引きに従って運用し、会議の目的等を具体的に記載すべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

異議申立人が請求した公文書の内容

平成11・12年度議会食糧費の内、議会運営打合せに関する報告、記録、招集時のメモ等

平成11年度

平成11年	4月20日	議会運営打合せ
平成11年	6月10日	議会運営打合せ
平成11年	6月18日	議会運営打合せ
平成11年	6月25日	議会運営打合せ
平成11年	7月22日	議会運営打合せ

平成11年 8月27日 議会運営打合せ
 平成11年 9月 8日 議会運営打合せ
 平成11年 11月17日 議会運営打合せ
 平成12年 1月31日 議会運営打合せ
 平成12年 2月 4日 議会運営打合せ
 平成12年 2月10日 議会運営打合せ
 平成12年 3月10日 議会運営打合せ
 平成12年 3月15日 議会運営打合せ
 平成12年 3月27日 議会運営打合せ

平成12年度

平成12年 4月 3日 議会運営打合せ
 平成12年 4月 3日 議会運営打合せ
 平成12年 5月22日 議会運営打合せ
 平成12年 6月 9日 議会運営打合せ
 平成12年 6月15日 議会運営打合せ
 平成12年 6月27日 議会運営打合せ
 平成12年 8月 1日 議会運営打合せ
 平成12年 8月 4日 議会運営打合せ
 平成12年 8月10日 議会運営打合せ
 平成12年 8月22日 議会運営打合せ
 平成12年 8月25日 議会運営打合せ
 平成12年 8月25日 議会運営打合せ
 平成12年 10月26日 議会運営打合せ
 平成12年 12月 5日 議会運営打合せ
 平成13年 1月 5日 議会運営打合せ
 平成13年 2月 2日 議会運営打合せ
 平成13年 3月16日 議会運営打合せ

別紙2

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
13. 6. 6	・実施機関から諮問書受理
13. 6. 7	・実施機関に対して非公開(不存在)理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13. 6. 19	・実施機関から非公開(不存在)理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13. 6. 20	・異議申立人に対して非公開(不存在)理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13. 6. 22	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13. 6. 27	・実施機関に対して異議申立人の意見書(写)を送付

13.7.10	<ul style="list-style-type: none"> ・書面審理 ・実施機関の非公開（不存在）理由説明の聴取 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第12回審査会)
13.8.7	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 ・答申 (第13回審査会)